

第九十回帝國議院 生活保護法案委員會會議錄(速記)第十二回

付託議案 生活保護法案(政府提出)

昭和二十一年八月十四日(水曜日) 午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 庄司 一郎君

理事 小柳富太郎君 理事 齊藤 行藏君

理事 有馬 英二君 理事 長谷川 保君

田中 重彌君 今井 はつ君

山口 好一君 大島 定吉君

坪川 信三君 原 捨思君

山崎 道子君 川越 博君

平川 篤雄君 松谷天光君

東井三代次君

八月十三日委員竹内茂代君辭任ニ付其ノ補闕トシテ今井はつ君ヲ議長ニ於テ選定シテ

八月十四日委員中山たま君及ビ竹内歌子君辭任ニ付其ノ補闕トシテ山下春江君及ビ菅原エン君ヲ議長ニ於テ選定シテ

同日原捨思君理事辭任ニ付其ノ補闕トシテ有馬英二君ガ理事ニ當選シテ

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

兼外務大臣 田中耕太郎君

文部大臣 河合 良成君

厚生大臣 服部 岩吉君

出席政府委員

厚生政務次官 服部 岩吉君

厚生事務官 葛西 嘉資君 厚生事務官 加藤 精一君

本日ノ會議ニ付シテ議案 生活保護法案(政府提出)

○庄司委員長 ソレデハ是カラ生活保護法案ノ委員會ヲ開キ、續行ノ懇談會ヲ開會シタイト思ヒマ

ス、懇談會ノ前ニ御報告セネバナラヌコトガゴザイマス、ソレハ原理事ノ代リニ、昨日カラ有馬英二氏ガ理事ニ御當選ニ相成リマシ

タ、此ノ段御報告申上ゲマス、又委員竹内茂代サンガ交通事故ノ爲メ向フ十日間程度ノ靜養ヲ要スル

オ氣ノ毒ナ不幸ナコトガ到來致シマシタノデ、同氏ノ代リニ今井サ

ンガ委員ニ代ラレマシタ、以上ノ二點ヲ御報告申上ゲマス、是カ

ラ懇談會ニ入リマス、仍テ先例ニ依ツテ暫クノ間速記ヲ中止願ヒ

マス

〔午前十時四十八分懇談會ニ入ル〕

〔午後零時三十分懇談會ノ儘休憩〕

午後二時四十六分開議

○庄司委員長 只今ヨリ開會致シマス、最初御諒解ヲ戴イテ居ル委員長トシテノ補充的ノ意味ニ於ケ

ル最後ノ質問ヲ關係大臣等ニサセテ戴キマス、文部大臣ガ御見エニ

ナツテ居リマスルカラ、文部大臣ニ本法ト關聯ノアル、而シテ本委

員會ノ各委員ガ殆ド總意的ニ御熱心ニ御要請ナサレテ居ル一、二ノ

問題ニ付テ、本法ヲ審議スル上ニ重大ナル關聯ノアル參考トシテ御

所見ヲ承リタイト思ヒマス、ソレハ本法ニ依リ生活困難ナル方、或

ハ醫療ノ扶助ヲ受ケテ居ル方、或ハ海外ヨリ引揚ゲラレタル氣ノ毒

ナル同胞中ノ只今學校教育ヲ受ケテ居ル子弟、或ハ軍人遺家族等ノ

子弟等ニ於テ、當然直接生活ノ面ニ於テハ本法ヲ適用シテ御援助シ

ナケレバナラナイ多クノ青少年學徒ヲ、本法關係ニ於テハ僅カニ國

民學校ノ義務教育程度シカ御世話ガ出來ナイコトニナツテ居リマ

ス、然ルニ本委員會ノ多クノ委員各位ハ、教育ニ對シテ徹底的ナ御

理解ト御同情ヲ持タレ、獨リ國民學校程度タケテハ足ラナイ、我が國ガ歐米ノ先進文化國家ト同様ニ肩ヲ並ベテ行クニハ、ドウシテモ中等學校以上、專門學校、諸大學等ニ學バシメナケレバナラナイ、然ルニ以上申上ゲタヤウナ氣ノ毒ナル境涯ニアラル、所ノ各位ハ、學資金其ノ他ノ關係上、容易ニ中等學校以上ニ進學シ能ハナイ状態

ニアルコトハ、オ氣ノ毒千萬ニア

ル、何トカ文部省ニ於カレテハ、例ヘバ日本育英會或ハ同胞援護會

其ノ他ノ教育援護團體等ヲ活用サレ、厚生省トモ能ク御協力ナサ

レ、只今申上ゲタヤウナ此ノ上十

二分ニ教育ヲ受ケタクテモ受ケルコト能ハザル所ノ氣ノ毒ナル青少

年子弟ノ爲ニ、學究上ニ於ケル機會均等ヲ與ヘラル、所ノ何等カ

ノ厚意アル施策ガアルカナイカ、希クバ是等ノ氣ノ毒ナル所ノ青少

年學徒、而モ將來ノ日本ヲ双肩ニ擔フ所ノ此ノ青少年學徒遠ヲシ

テ、出來得ルダケ教育ノ進路ヲ與ヘ前途ニ希望ト光明トヲ與ヘテ欲

シイト云フノガ、本委員會ノ殆ド總意的ノ熱望デアリマス、之ニ對

シテ文部大臣ノ御所見ヲ承リタイト思フ

第二ハ、近時青少年ノ精神面ニ於ケル所ノ道義ノ頹廢、日々ノ新開ハ不良青少年等或ハ刑法上ノ強盜、竊盜等ノ犯罪續出ノ傾向ガアル、是等ノ青少年ニ對シ、文部大臣ハ格別ノ何等カノ教育的施策ニ依ツテ青少年ノ道義心ヲ昂揚シ、以テ現在ヨリ將來ニ掛ケテ我が日本ヲ背負ウテ行クノダ、サウ云フ信念ヲ把握シタル所ノ青少年ノ氣分ニ之ヲ轉換セシムル所ノ教育ノ方法アリヤナキヤ、此ノ二點ニ付

テ本法審議上ノ重大ナル關聯事項トシテ文部大臣ニ御伺ヒテ致シマ

ス

○田中國務大臣 引揚同胞ノ子弟

並ニ軍人遺家族ノ子弟ノ教育ト云フコトニ付キマシテハ、文部省ト致シマシテモ、ソレ等ノ人々ノ非常ニ氣ノ毒ナ状態ニアルコトヲ考慮致シマシテ、極力其ノ修學ノ便

ニ付キマシテ努力致シタイト存ジテ居リマス、具體的ニ申上ゲマス

ト、大日本育英會ノ事業ナリ、又同胞援護會ノ事業等トモ連絡致シ

マシテ、其ノ所期ノ目的ヲ達シ得ルト存ジテ居ル次第デアリマス、

又後デ數字ハ申上ゲマスガ、大日本育英會ニ於キマシテハ、既ニ此

ノ點ニ着手シテ或ル程度ノ成績ヲ舉ゲテ居リマスヤウナ次第デゴザ

イマス、大日本育英會ノ規則ニ依リマス、優秀ナル素質ヲ持チ、

而モ經濟上ノ理由デ以テ其ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイト云フヤウナ、謂ハハ秀才ト云フヤウナコトヲ條件トシテ居ルヤウニナツテ

居リマスガ、併シ事實ハ其ノ要件ハ餘リニ重要視サレテ居ナイノデアリマシテ、寧ロ經濟的ノ理由、境遇ト云フヤウナコトニ重キヲ置キ、重要性ヲ認メテ補助ヲ致シテ居ルヤウナ次第デゴザイマスカラ、サウ云フ點カラ申シマス困

難ハナイ譯デアリマス、中等學校以上ニ於キマシテハ、是等ノ方法ニ依リマシテ今後トモ極力援助致シタイト云フ風ニ存ジテ居リマス、現在二十一年度ノ計畫ヲ申上

テ、普通生活ノ能ハザル氣ノ毒ナル所ノ同胞ニ對シ、最小限度ノ其ノ生活ノ安定ヲ保護サレ、斯様ナ氣ノ毒ナ同胞達方逞シク開モナク

度ノ生活安定ノ保護ヲ與ヘル上ニ於テ、總理大臣ノ確信ノアル所ヲ參考ノ爲ニ承リタイト思フノデアリマス

テ置キタイトゴザイマス、委員各位ノ御許シヲ戴キマス 本法施行ノ主務大臣タル厚生大臣ニ於カレテハ、數回ノ委員會中

仕事デアリマスカラ必ズ徹底的ニヤリ、サウシテ又一般社會事業ニ對シマシテモ從來ノヤリ方ヲ一歩進メマシテ、或ル點マデヤリ方ノ

シマシタモノハ、全體ノ總數四千五百九十三名ノ中デ引揚同胞ノ子弟ニ關シマシテハ百六十七人、戰災者ノ子弟ニ付キマシテハ四百十四人、軍人遺家族ノ子弟ニ付キマシテハ二百三十二人ト云フヤウナ

病ニ惱ンデ十二分ナル醫療ヲ受ケル能ハザル窮境ニ陥ツテ居リマス、恰モ「マキシム・ゴリキー」ノ傑作デアル所ノ「ドン底」ノ夜

ノ點ニ付テハ心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、隨テ經濟安定ニ付テハ經濟安定本部ヲ作り、又厚生施設等ニ付テハ厚生省ニ於テ種々ノ

テ居リマス、中々國家財政多事多端ノ場合、相當ノ御努力ヲナサツタコトハ之ヲ諒トスルノデゴザイ

ナレバ隨時御伺ヒ致シタイト思ヒマスガ、此ノ際皆サンニ御懇談ヲ申上ゲタイトハ、各派ヨリ委員長ノ手許マデ御届ケテ戴キマシタ希

○庄司委員長

吉田内閣總理大臣ニ對シテ、綜合的ナ本委員會ノ殆

○吉田國務大臣 御答へ致シマス、生活保護法ノ精神、提案ノ趣

○河合國務大臣 本問題ニ付キマシテハ先程總理大臣カラモ御答辯

○庄司委員長 此ノ際委員會各位ニ御諮り申上ゲマス、アト補充費問

ス、是ハ本院ニ於ケル委員長ノ本會議報告等ニ於キマシテノ先例等モゴザイマスノデ、重複ノ部分ハ之ヲ整理統合シ圓通無碍ナル附帶決議ニ仕上ゲル爲ニハ相當ノ時間ヲ要スルト思ヒマス、ソコデ結論トシテノ御相談ハ、今日直チニ討論竝ニ採決ヲ行ヒマセウカ、ソレトモ只今申上ゲタヤウニ、出來ルダケ多クノ御希望ヲ網羅シテ、附帶決議トシテノ效果的方面ヲ狙ヒマシテ、簡潔明瞭ナル成文化ノ爲ニ、討論及ビ其ノ結果ノ採決ハ明日午前十時頃開會ノ委員會マデ延

バシマセウカ、是ハマダ理事各位ニモ御諮リ致シテゴザイマセヌ、咄嗟ノ思付キデゴザイマスガ、民主的ニ各委員御一統ニ御諮リ申上ゲテ善處シタイト思ヒマス

○齊藤(行)委員 相當ノ時間モ必要デゴザイマスルノデ、明日午前十時位カラ開クコトニ致シタラ如何カト思ヒマス、私ハソレガ適當デアルト思ヒマス

○庄司委員長 只今御聴キノ通り、齊藤君ヨリ討論竝ニ採決ハ明日施行シタキ旨ノ御動議ガゴザイマシタガ、各委員如何デゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○庄司委員長 満場御異議ガナイヤウデゴザイマス、仍テ本法案ノ最後の結論ニ到達スル討論竝ニ採決ハ明日ニ延期サシテ戴キマス、大藏大臣ハマダ見エラマセウカ

ラ、大藏大臣ニ對シテ質問ハ明日ニ延バシマシテ、本日ハ之ヲ以テ散會致シマス
午後三時十一分散會

昭和二十一年九月十日印刷

昭和二十一年九月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局